

未熟児養育医療給付のしくみ

養育医療とは…

出生時の体重が2,000g以下の未熟児、または生活力が特に薄弱でけいれん等の症状を示す未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、以下の費用を公費で負担する制度です。

① 給付の対象となるもの	健康保険が <u>適用される</u> 医療費、食事療養費（ミルク代など）	
② 給付の対象とならないもの	健康保険が <u>適用されない</u> 検査やその他の費用（おむつ代など）	

※ただし、給付の対象となるものでも、世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担金が発生します。

対象者・期間

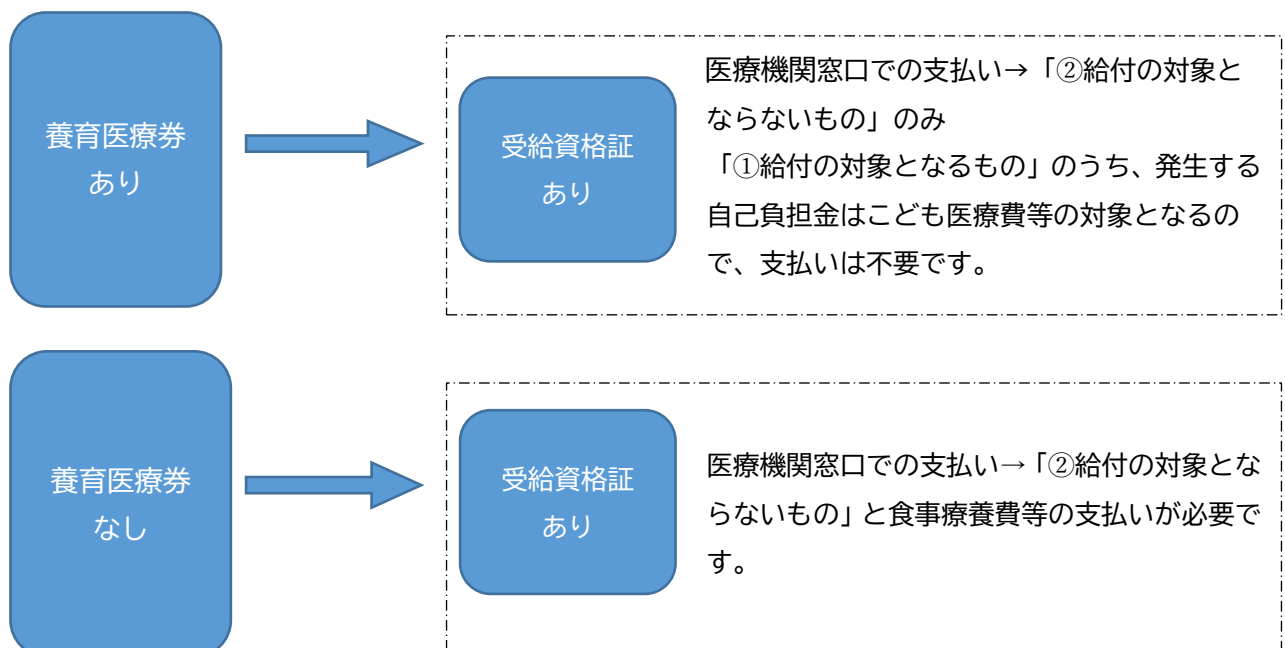
松阪市に住民票があり、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の乳児。
期間は、未熟児養育医療を開始した日から退院するまでのうち、医師が記載する診療予定期間に基づいて決定します。期間満了前に退院した場合は、退院日をもって終了します。（最長で1歳の誕生日の前々日まで）

窓口負担・自己負担について

健康保険が適用されない検査代やおむつ代など（②給付の対象とならないもの）は、退院時に窓口での支払いが必要になります。

保険適用となる医療費と食事療養費は、「養育医療券」を入院先の指定養育医療機関に提出することで、その費用を公費で負担します。公費負担のほかには一定の自己負担金が発生しますが、こども医療費等の福祉医療の受給資格証をお持ちの場合、申請時に申し出ていただくことで福祉医療費から支払いをさせていただきます。そのため、退院時の窓口での支払いは0円になります。

※加入されている健康保険組合によっては、福祉医療費から自己負担金の全額分の支払いができない場合があります。（詳細は裏面の自己負担金についてをご参照ください。）



申請に必要なもの

- 1、申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）
- 2、養育医療意見書
- 3、ご加入の健康保険の資格確認書等（対象児もしくは扶養される保護者）
- 4、対象児の福祉医療費受給資格証（こども医療費等）
- 5、養育医療給付申請書
- 6、申出書
- 7、世帯調書兼同意書

上記に加え、以前の住所地状況により課税証明等が別途必要になることがあります。

～未熟児養育医療給付の申請をされた方へ～

申請後の流れ

申請受付後、内容の審査を経て給付が決定された場合、約2～3週間後を目安に「養育医療給付決定通知書」と「養育医療券」を申請者へ送付いたします。届き次第、速やかに「養育医療券」を入院先の指定養育医療機関にご提出ください。

決定通知書に自己負担金の月額上限額が記載されておりますので、申請者にて保管ください。

自己負担金の支払いについて

給付対象になるものでも、世帯の市町村民税額に応じて一定の自己負担金を支払う必要があります。金額については、養育医療給付決定通知書に記載しますので、ご確認ください。

【こども医療費等の福祉医療費受給資格証をお持ちの方】

申請時にいただく「申出書」をもって、全額もしくは一部を福祉医療費より支払わせていただきます。申請者からの追加の手続きは不要です。

なお、ご加入の健康保険組合に付加給付制度がある場合、福祉医療費からの支払いは全額ではなく一部となります。残りの自己負担金については、後日、こども家庭センターより納入に関する文書と納入通知書を送付いたします。納入期限内に、納入通知書に記載のある金融機関にて支払いをお願いいたします。

（※付加給付制度の有無については、ご加入の健康保険組合にご確認ください。）

その他

住所変更やご加入の健康保険の資格確認書等情報の変更、入院期間の変更や転院による指定養育医療機関の変更などがあった場合は、変更手続きが必要になる場合がありますので、こども家庭センターへお問い合わせください。

問い合わせ先：こども家庭センター（健康センターはるる内） 母子保健係
TEL 0598-20-8087

